

目次

船舶安全管理システム規則.....	2
1 章 総則.....	2
1.1 一般.....	2
2 章 安全管理システムの登録.....	3
2.1 安全管理システムの登録*	3
2.2 ISM 登録の維持.....	3
2.3 証書.....	3
2.4 証書の保管, 再発行, 書換え又は返還	4
2.5 ISM 登録の消除*	4
3 章 安全管理システムの審査.....	6
3.1 審査の実施*	6
3.2 審査の種類.....	6
3.3 審査の実施及び時期	6
3.4 審査の準備, その他	7
4 章 会社の審査.....	8
4.1 会社の初回審査.....	8
4.2 仮 DOC 発行のための審査*	8
4.3 会社の定期的審査	8
4.4 会社の臨時審査.....	9
5 章 船舶の審査.....	10
5.1 船舶の初回審査.....	10
5.2 仮 SMC 発行のための審査*	10
5.3 船舶の定期的審査	10
5.4 船舶の臨時審査.....	11
5.5 係船中の船舶*	11
6 章 雑則.....	12
6.1 情報の提供.....	12
6.2 機密保持	12
6.3 不服の申立て	12

船舶安全管理システム規則

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用*

本規則は、旅客船を除く総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶及び当該船舶の運航等に責任を有する船舶管理会社（以下、「会社」という。）の安全管理システムに適用する。

1.1.2 同等効力*

会社及び船舶の安全管理システムであって、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。

1.1.3 用語*

本規則で使用する用語は、特に定めるほかは次に定めるところによる。

- (1) 「国際安全管理規則（以下、「ISM コード」という。）」とは、IMO（国際海事機関）によって決議 A.741(18)として採択された船舶の安全運航及び汚染防止のための国際管理コードをいい、IMO の定める手続きに従って採択され、かつ、効力を生ずる同コードの改正を含む。
- (2) 「安全管理システム」とは、船舶の安全及び海洋環境保護について、会社の職員が会社の方針を効果的に実施することができるよう、構築され、文書化されたシステムをいう。
- (3) 「会社」とは、ISM コードに定義する「会社」をいい、次のいずれかを指す。
 - (a) 船舶の所有者との船舶管理契約又は裸用船契約により、船舶の運航、保守及び乗組員に責任をもつ独立した組織又は個人。
 - (b) 船舶の所有者又は船舶運航者の組織機構の一部として船舶管理部門が含まれ、その部門が船の運航、保守及び乗組員の管理を含む業務を担当する組織。ただし、その組織機構がこれらの業務の一部しか行わない場合は会社に該当しない。
 - (c) 船舶運航者又は船舶管理者若しくは裸用船者など他の組織若しくは個人であって、船舶の所有者から船舶の運航の責任を引き受け、かつその引き受けに際して、ISM コードによって課せられるすべての義務と責任を引き継ぐことに同意した者。
- (4) 「不適合」とは、ISM コードに規定されている要求事項に適合していないことを示す事実の客観的証拠が認められた状況をいう。また、「重大な不適合」とは、次のいずれかの状況をいう。
 - (a) 人、船舶の安全又は環境に対して重大な影響を及ぼす恐れのあるものであって、直ちに是正処置が要求されるような明確な不適合がある場合
 - (b) ISM コードの要求事項が効果的に、かつ組織的に実施されていない場合
- (5) 「審査基準日」とは、会社に対しては適合書類（以下、「DOC」という。）の有効期間の満了日、船舶に対しては安全管理証書（以下、「SMC」という。）の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、それぞれ当該書類又は証書の有効期間の満了日を除く。

2 章 安全管理システムの登録

2.1 安全管理システムの登録*

- 1. 本会は、1.1.1 の適用を受ける会社及び船舶について、3 章の規定に基づき当該会社及び船舶の安全管理システムの審査を行い、ISM コードに適合していると認めた場合、当該会社及び船舶の安全管理システムを安全管理システム登録原簿に登録する。(以下、「ISM 登録」という。)
- 2. 安全管理システム登録原簿には、会社にあつては当該会社の名称等及び管理船舶の種類等、また船舶にあつては当該船舶の名称等を記載する。
- 3. 本会は、ISM 登録された事項に変更が生じた場合には、安全管理システム登録原簿の変更を行う。
- 4. 本会は、前-2.の登録事項を「REGISTER OF COMPANIES AND SHIPS FOR SAFETY MANAGEMENT SYSTEM」に記載し、これを公開する。
- 5. 会社は、「REGISTER OF COMPANIES AND SHIPS FOR SAFETY MANAGEMENT SYSTEM」の記載事項に変更等がある場合には、本会にその旨を通知しなければならない。

2.2 ISM 登録の維持

- 1. 会社及び船舶は、ISM 登録を維持するために 3 章の規定に基づき定期的審査及び臨時審査を受けなければならない。
- 2. 本会は、会社又は船舶について更新審査を行い、ISM コードに適合して安全管理システムが有効に実行されていることを確認した場合、証書を更新して発行する。

2.3 証書

2.3.1 証書の発行*

本会は、日本国政府により認められた権限に基づいて、会社に対し DOC (様式 1 参照) 又は仮適合書類 (以下、「仮 DOC」という。(様式 2 参照)) を、一方、船舶に対し SMC (様式 3 参照) 又は仮安全管理証書 (以下、「仮 SMC」という。(様式 4 参照)) を発行する。

2.3.2 DOC 及び SMC

- 1. DOC 及び SMC の有効期間は、3.3.1 に規定する初回審査終了の日又は 3.3.3 に規定する更新審査終了の日から 5 年とする。
- 2. 前-1.の規定にかかわらず、更新審査が DOC 又は SMC の有効期間の満了する日の 3 箇月前から当該期間が満了する日までの間に終了した場合、新たに発行される証書の有効期間は、旧証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。
- 3. 前-1.の規定にかかわらず、更新審査が SMC の有効期間の満了する日以降に終了した場合、新たに発行される SMC の有効期間は、旧証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。
- 4. 更新審査が SMC の有効期間内に終了した場合で、かつ SMC の満了日までに新 SMC を発行できない場合、5 箇月を超えない範囲で SMC の有効期間を延長することがある。

2.3.3 仮 DOC 及び仮 SMC*

- 1. 本会は、3.3.2 に規定する審査を行い、適当と認めた場合、仮 DOC 及び仮 SMC を発行する。
- 2. 前-1.において発行する仮 DOC の有効期間は、4.2 に規定する審査の終了の日から 12 箇月以内とする。
- 3. 前-1.において発行する仮 SMC の有効期間は、5.2 に規定する審査の終了の日から 6 箇月以内とする。
- 4. 仮 DOC 又は仮 SMC は、2.3.4 の規定によるほか、DOC 及び SMC が本会より発行されたときにその効力を失う。

2.3.4 証書の失効

- 1. 次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合、DOC 又は仮 DOC は失効する。
 - (1) 会社が 4 章に規定する定期的審査を受けないとき。
 - (2) 重大な不適合の是正が行われないとき。

- (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
- (4) ISM コードに基づく要求事項に変更があり、会社に変更された要求事項に適合しようとしなかったとき、又は適合できないとき。
- (5) 3.3.2-2.(3)に規定する変更を行うとき。
- (6) 審査の手数料及び経費が支払われないとき。
- 2. 次の(1)から(9)のいずれかに該当する場合、SMC 又は仮 SMC は失効する。
 - (1) 会社の管理する船舶が 5 章に規定する定期的審査を受けないとき。
 - (2) 船舶に係る重大な不適合の是正が会社により行われなかったとき。
 - (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
 - (4) ISM コードに基づく要求事項に変更があり、会社の管理する船舶が変更された要求事項に適合しようとしなかったとき、又は適合できないとき。
 - (5) 本会又は国土交通大臣の登録を受けた船級協会の発行する有効な DOC 又は仮 DOC を会社が有していないとき。
 - (6) 係船中の船舶になるとき
 - (7) 船舶を運航するために必要な条約証書を有していないとき。
 - (8) 登録規則 2 章により船級登録が削除されたとき。
 - (9) 審査の手数料及び経費が支払われないとき。

2.4 証書の保管、再発行、書換え又は返還

2.4.1 証書の保管

会社は、会社内に DOC 又は仮 DOC 並びに SMC の写し又は仮 SMC の写しを保管し、一方、船内に SMC 又は仮 SMC 並びに DOC の写し又は仮 DOC の写しを保管しなければならない。また、会社は、本会から要求があった場合にはこれらを提示しなければならない。

2.4.2 証書の再発行

会社は、DOC、仮 DOC、SMC 又は仮 SMC を紛失又は汚損したときには、すみやかに本会に再発行の申込みを行わなければならない。

2.4.3 証書の書換え

-1. 会社は、DOC、仮 DOC、SMC 又は仮 SMC の記載事項に変更が生じたときには、すみやかに本会に書換えの申込みを行わなければならない。

-2. 本会は、DOC に記載の管理船舶の種類が削減される場合、会社からの申込みにより当該証書の書換えを行う。

2.4.4 証書の返還

-1. 会社は、2.3.1 により DOC 又は SMC が発行されたときには、仮 DOC 又は仮 SMC を直ちに本会に返還しなければならない。

-2. 会社は、2.4.2 により証書の再発行（紛失した場合を除く。）又は 2.4.3 により証書の書換えを受けたときには、旧証書を直ちに本会に返還しなければならない。

-3. 会社は、2.5 により ISM 登録が削除され、証書が失効となったときには、DOC 又は仮 DOC 並びに SMC 又は仮 SMC を直ちに本会に返還しなければならない。

-4. 会社は、紛失により DOC、仮 DOC、SMC 又は仮 SMC の再発行を受け、その後紛失した証書を発見したときは、旧証書を直ちに本会に返還しなければならない。

2.5 ISM 登録の削除*

2.5.1 会社の ISM 登録の削除

本会は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、会社の ISM 登録を削除し、会社はその旨を通知する。

- (1) 会社から会社の ISM 登録の削除の申込みがあったとき。
- (2) 安全管理システムが適用されるすべての船舶に対し、本会又は国土交通大臣の登録を受けた船級協会が発行する SMC 及び仮 SMC が失効したとき。ただし、2.3.4-1.(5)に規定する安全管理システムの変更により、SMC 及び仮 SMC が失効した場合を除く。

- (3) 2.3.4-1.により、DOC 又は仮 DOC が失効したとき。ただし、2.3.4-1.(5)に規定する安全管理システムの変更により、DOC 又は仮 DOC が失効した場合を除く。

2.5.2 船舶の ISM 登録の消除

本会は、次のいずれかに該当する場合、船舶の ISM 登録を消除し、会社はその旨を通知する。

- (1) 会社から船舶の ISM 登録の消除の申込みがあったとき。
- (2) 2.3.4-2.により、SMC 又は仮 SMC が失効したとき。ただし、次の(a)又は(b)に該当する場合を除く。
 - (a) 2.3.4-1.(5)に規定する安全管理システムの変更により SMC 又は仮 SMC が失効した場合
 - (b) 係船中の船舶が 2.3.4-2.(6)に規定する係船中の船舶になるときに、SMC 又は仮 SMC が失効した場合

3 章 安全管理システムの審査

3.1 審査の実施*

審査は、別に定めるところに従って選任された本会の安全管理審査員、又は海事管理審査員（以下、「審査員」という。）が会社からの申込みにより行う。

3.2 審査の種類

-1. 初回審査

審査の種類は、次のとおりとする。

-2. 仮 DOC 発行のための審査

-3. 仮 SMC 発行のための審査

-4. 定期的審査

(1) 年次審査

(2) 中間審査

(3) 更新審査

-5. 臨時審査

3.3 審査の実施及び時期

3.3.1 初回審査

-1. 初回審査は、会社に対し DOC を、船舶に対し SMC を初めて発行するときに行う。

-2. 会社は、**2.3.3** にいう仮 DOC 又は仮 SMC の発行を受けた場合には、その有効期間内に初回審査を受けなければならない。

3.3.2 仮 DOC 又は仮 SMC 発行のための審査

-1. 仮 DOC 又は仮 SMC 発行のための審査は、次の**-2.**又は**-3.**に従い行う。

-2. 本会は、次の**(1)**から**(3)**のいずれかに該当する場合、会社に対して **4.2** に規定する審査を行う。

(1) 新しく会社を設立し、船舶の管理を行うとき。

(2) 会社が所有している DOC に記載されていない種類の船舶を新たに管理するとき。

(3) 安全管理システムにつき、当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更を行うとき。

-3. 本会は、次の**(1)**から**(5)**のいずれかに該当する場合、船舶に対して **5.2** に規定する審査を行う。

(1) 新しく建造された船舶に安全管理システムを適用するとき。

(2) 前**-2.(2)**に該当する船舶に安全管理システムを適用するとき。

(3) 船舶の種類が変更された船舶に安全管理システムを適用するとき。

(4) 国籍又は会社が変更された船舶に安全管理システムを適用するとき。

(5) 前**-2.(3)**に関する全ての船舶に変更された安全管理システムを適用するとき。

3.3.3 更新審査

更新審査は、DOC 又は SMC の有効期間満了日までに終了しなければならない。

3.3.4 中間審査

中間審査は、船舶に対して行い、初回審査又は更新審査後の 2 回目の審査基準日と 3 回目の審査基準日の間に終了しなければならない。

3.3.5 年次審査

年次審査は、会社に対して行ない、審査基準日の前後 3 箇月以内に終了しなければならない。

3.3.6 臨時審査*

本会は、定期的審査を受けるべき時期以外の時期に、次のいずれかに該当するとき、会社からの申込みにより臨時審査

を行う。

- (1) 3.3.2-2.(2)の場合に 2.3.3 の規定により発行された仮 DOC を DOC に変更しようとするとき。
- (2) その他本会が必要と認めたとき。

3.4 審査の準備, その他

- 1. 会社及び船舶の審査にあたっては、本会が通知する審査計画に基づく審査のために必要な、審査員が指示する安全管理システムに関するすべての文書、記録等を利用し得るようにしなければならない。
- 2. 会社は、会社又は船舶の審査を受けるとき、審査の事項について承知しており審査の実施を準備できる者を立会わせなければならない。
- 3. 本会は、審査に際して必要な準備がなされていないとき、必要な立会者がいないとき、又は安全を確保できないと審査員が判断するときは、審査を停止することがある。

4 章 会社の審査

4.1 会社の初回審査

4.1.1 一般*

本会は、会社の初回審査では、4.1.2 に定める提出文書を審査し、文書化された安全管理システムが ISM コードに適合していることを確認する。(以下、「会社の文書審査」という。) 会社の文書審査の後、当該会社の審査を行い安全管理システムが有効に実行されていることを確認する。(以下、「会社審査」という。)

4.1.2 提出文書*

- 1. 会社は、次の文書を本会に提出しなければならない。
 - (1) ISM コード 11.3 に定める安全管理マニュアル
 - (2) 審査を受ける船舶の種類
 - (3) 会社概要及び事業概要
- 2. 本会は、必要と認めた場合、前-1.により提出された文書以外に安全管理システムに関する参考資料を要求することがある。

4.1.3 文書審査*

- 1. 本会は、4.1.1 でいう会社の文書審査を行う。
- 2. 本会は、会社の文書審査において安全管理マニュアルに ISM コードに適合しない点が認められた場合、会社にその是正を要求する。
- 3. 本会は、会社の文書審査において、安全管理システムの規模、形態等の実情を把握し理解するため、また会社審査計画の立案のために会社審査に先立って会社の実情調査を行うことがある。

4.1.4 会社審査*

- 1. 本会は、会社審査では、会社に対し安全管理マニュアルを参照して、安全管理システムの実施状況を審査する。
- 2. 本会は、会社審査の結果を文書で会社に通知する。会社が取るべき是正処置がある場合、その是正期限を併せて通知する。

4.1.5 不適合に対する処置*

会社は、会社審査において ISM コードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

4.2 仮 DOC 発行のための審査*

本会は、新しく確立された安全管理システムについて審査を行い、適当と認めた場合、仮 DOC を発行する。

4.3 会社の定期的審査

4.3.1 会社の更新審査*

本会は、会社の更新審査では会社の安全管理システム全般を見直し、安全管理システムが ISM コードに適合して有効に実施されていることを確認する。

4.3.2 会社の年次審査*

本会は、会社に対して年次審査を行い、安全管理システムが ISM コードに適合して有効に実施されていることを確認する。

4.3.3 不適合に対する処置*

会社は、定期的審査において ISM コードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

4.4 会社の臨時審査

4.4.1 一般*

本会は、**3.3.6**に規定する事項について臨時審査を行い、安全管理システムがISMコードに適合して有効に実施されていることを確認する。

4.4.2 不適合に対する処置*

会社は、会社の臨時審査においてISMコードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正措置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5 章 船舶の審査

5.1 船舶の初回審査

5.1.1 一般*

本会は、船舶の初回審査では、会社の DOC が有効かつ適切なものであることを確認した後、5.1.2 に定める提出文書を審査し、文書化された安全管理システムが ISM コードに適合していることを確認する。（以下、「船舶の文書審査」という。）船舶の文書審査の後、当該船舶の審査を行い（以下、「船舶審査」という。）、安全管理システムが有効に実施されていることを確認する。

5.1.2 提出文書*

- 1. 会社は、次の文書を本会に提出しなければならない。
 - (1) DOC の写し
 - (2) ISM コード 11.3 に定める安全管理マニュアル
 - (3) 船舶審査を受ける船舶に関する主要目
- 2. 本会は、必要と認めた場合、前-1.により提出された文書以外に安全管理システムに関する参考資料を要求することがある。

5.1.3 文書審査*

- 1. 本会は、5.1.1 でいう船舶の文書審査を行う。
- 2. 本会は、船舶の文書審査において安全管理マニュアルに ISM コードが適合しない点を認めた場合、会社はその改訂を要求する。

5.1.4 船舶審査*

- 1. 本会は、船舶審査では、船舶に対し、安全管理マニュアルを参照して、安全管理システムの実施状況を審査する。
- 2. 本会は、船舶審査の結果を文書で会社に通知する。船舶が取るべき是正処置がある場合、その是正期限を併せて通知する。

5.1.5 不適合に対する処置*

会社は、船舶審査において ISM コードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正措置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5.2 仮 SMC 発行のための審査*

本会は、新しく確立された安全管理システムについて審査を行い、適当と認めた場合、仮 SMC を発行する。

5.3 船舶の定期的審査

5.3.1 船舶の更新審査*

本会は、船舶の更新審査では船舶の安全管理システム全般を見直し、安全管理システムが ISM コードに適合して有効に実施されていることを確認する。

5.3.2 船舶の中間審査*

本会は、船舶に対して中間審査を行い、安全管理システムが ISM コードに適合して有効に実施されていることを確認する。

5.3.3 不適合に対する処置*

会社は、船舶の定期的審査において ISM コードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正措置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5.4 船舶の臨時審査

5.4.1 一般*

本会は、3.3.6に規定する事項について臨時審査を行い、安全管理システムがISMコードに適合して有効に実施されていることを確認する。

5.4.2 不適合に対する処置*

会社は、船舶の臨時審査においてISMコードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正措置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5.5 係船中の船舶*

- 1. 係船中の船舶にあつては、5.1に規定する船舶の初回審査及び5.3に規定する船舶の定期的審査は行わない。
- 2. 係船中の船舶を再び航行の用に供しようとするときは、次のとおりとする。
 - (1) 係船前に有効なSMCを有している船舶であつて、係船期間が6箇月以内の場合は、原則として初回審査相当の臨時審査を行う。
 - (2) その他の場合は、仮SMC発行のための審査を行う。

6 章 雑則

6.1 情報の提供

会社は、本会が ISM 登録の維持に関し必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。

6.2 機密保持

本会は、本規則に基づいて行う安全管理システムの審査において知り得た情報を会社の許可なく第三者に提供しない。

6.3 不服の申立て

会社は、本規則に基づいて行った審査に関して不服があるときは、本会に対し、審査終了の日の翌日から 30 日以内に文書をもって審査のやり直しを要求することができる。

様式 1


 番号 第 _____ 号
 Document No. _____

適合書類 DOCUMENT OF COMPLIANCE

 日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。
 Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, as amended under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

会社の名称及び住所

Name and address of the Company

国際海事機関会社識別番号

Company identification number :

この書類は、会社の安全管理システムの審査を受け、下記に掲げる船舶の種類について国際安全管理規則 (ISMコード) の要件に適合していることを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT the safety management system of the Company has been audited and that it complies with the requirements of the International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention (ISM Code) for the types of ships listed below (delete as appropriate):

旅客船	Passenger ship
高速旅客船	Passenger high-speed craft
高速貨物船	Cargo high-speed craft
バルクキャリア	Bulk carrier
タンカー	Oil tanker
液体化学薬品ばら積船	Chemical tanker
液化ガスばら積船	Gas carrier
海底資源掘削船	Mobile offshore drilling unit
その他の貨物船	Other cargo ship

この適合書類は、定期的な審査を条件として、_____まで効力を有する。

This Document of Compliance is valid until _____, subject to periodical verification.

この証書の基となる審査が完了した日 : _____

Completion date of the verification on which this certificate is issued: _____

_____において発給した。

Issued at _____

発給の日 _____

Date of issue _____

Anniversary Date :

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

番号 第 号
Certificate No. _____

年次審査に係る裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL VERIFICATION

条約第 IX 章第 6 規則 1 及び ISM コード 13.4 の規定に基づき行われる定期的審査において、安全管理システムが ISM コードの要件に適合することが審査されたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT, at the periodical verification in accordance with regulation IX/6.1 of the Convention and paragraph 13.4 of the ISM Code, the safety management system was found to comply with the requirements of the ISM Code.

第一回年次審査
1st ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

第二回年次審査
2nd ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

第三回年次審査
3rd ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

第四回年次審査
4th ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

様式 2



番号 第 _____ 号
Document No.

仮適合書類 INTERIM DOCUMENT OF COMPLIANCE

日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。
Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, as amended under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

会社の名称及び住所

Name and address of the Company

国際海事機関会社識別番号

Company identification number :

この書類は、会社の安全管理システムが下記に掲げる船舶の種類について国際安全管理規則（ISMコード）第1.2.3項の目的を満たしていることを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT the safety management system of the Company has been recognized as meeting the objectives of paragraph 1.2.3 of the International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention (ISM Code) for the type(s) of ships listed below (delete as appropriate):

旅客船	Passenger ship
高速旅客船	Passenger high-speed craft
高速貨物船	Cargo high-speed craft
バルクキャリア	Bulk carrier
タンカー	Oil tanker
液体化学薬品ばら積船	Chemical tanker
液化ガスばら積船	Gas carrier
海底資源掘削船	Mobile offshore drilling unit
その他の貨物船	Other cargo ship

この仮適合書類は.....まで効力を有する。

This Interim Document of Compliance is valid until

.....において発給した。

Issued at

発給の日.....

Date of issue

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

, Auditor

様式 3



Page 1 of 3

 番号 第 号
 Certificate No.

安全管理証書 SAFETY MANAGEMENT CERTIFICATE

 日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。
 Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, as amended
 under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

船名
Name of ship :

船舶番号又は信号符号
Distinctive number or letters :

船籍港
Port of registry :

船舶の種類
Type of ship* :

総トン数
Gross tonnage :

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number :

会社の名称及び住所

Name and address of the Company :

国際海事機関会社識別番号
Company identification number :

この証書は、本船が適合書類に掲げる船舶の種類につき適切であることを審査したのち、船舶の安全管理システムの審査を受け、国際安全管理規則 (ISMコード) の要件に適合していることを証明する。
 THIS IS TO CERTIFY THAT the safety management system of the ship has been audited and that it complies with the requirements of the International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention (ISM Code), following verification that the Document of Compliance for the Company is applicable to this type of ship :

この安全管理証書は、定期的な審査並びに適合書類が有効であることを条件として、.....まで効力を有する。

This Safety Management Certificate is valid until, subject to periodical verification and the Document of Compliance remaining valid.

この証書の基となる審査が完了した日 :

Completion date of the verification on which this certificate is based:

.....において発給した。

Issued at

発給の日

Date of issue

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

Anniversary Date :

* Insert the type of ship from among the following: passenger ship; passenger high speed craft; cargo high speed craft; bulk carrier; oil tanker; chemical tanker; gas carrier; mobile offshore drilling unit; other cargo ship

SMC-JPN(2010.07)

番号 第 号
Certificate No. _____

中間審査及び臨時審査に係る裏書
**ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION AND
ADDITIONAL VERIFICATION (IF REQUIRED)**

条約第 IX 章第 6 規則 1 及び ISM コード 13.8 の規定に基づき行われる定期的審査において、安全管理システムが ISM コードの要件に適合することが審査されたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT, at the periodical verification in accordance with regulation IX/6.1 of the Convention and paragraph 13.8 of the ISM Code, the safety management system was found to comply with the requirements of the ISM Code.

中間審査
INTERMEDIATE VERIFICATION

(2 回目と 3 回目の審査基準日の間に実施すること)
(to be completed between the second and third anniversary date)

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

場 所
Place:
日
Date:

臨時審査
ADDITIONAL VERIFICATION*

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

臨時審査
ADDITIONAL VERIFICATION*

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

臨時審査
ADDITIONAL VERIFICATION*

場 所
Place:
日
Date:

署名
Signed:
Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

* If applicable. Reference is made to paragraph 3.4.1 of the Guidelines on Implementation of the International Safety Management (ISM) Code by Administrations (resolution A.913(22)).

番号 第 号
Certificate No. _____

更新審査が完了し、ISM コード B 部 13.13 の規定を適用する場合における裏書
**ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL VERIFICATION
HAS BEEN COMPLETED AND
PART B 13.13 OF THE ISM CODE APPLIES**

この船舶は、ISM コード B 部の関係規定に適合している。よって、この証書は ISM コード B 部 13.13 の規定に従って
.....年.....月.....日まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part B of the ISM Code, and the Certificate should, in accordance with part B 13.13 of the ISM Code, be accepted as valid until.....

場 所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

Auditor to NIPPON KAIJI KYOKAI

ISM コード B 部 13.12 の規定を適用する場合における審査港に到着するまでの期間又は ISM コード B 部
13.14 の規定を適用する場合における猶予期間について証書の有効期限を延長するための裏書き
**ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF
VERIFICATION WHERE PART B 13.12 OF THE ISM CODE APPLIES OR FOR A PERIOD OF GRACE
WHERE PART B 13.14 OF THE ISM CODE APPLIES**

この証書は ISM コード B 部 13.12 又は 13.14 の規定に従って、.....年.....月.....日まで効力を有するものとする。

This Certificate should, in accordance with part B 13.12 or part B 13.14 of the ISM Code, be accepted as valid until

場 所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

(Signature of authorized official)

様式 4



番号 第 号
Certificate No.

仮安全管理証書 INTERIM SAFETY MANAGEMENT CERTIFICATE

日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。
Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, as amended under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

船名
Name of ship :
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters :
船籍港
Port of registry :
船舶の種類
Type of ship* :
総トン数
Gross tonnage :
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number :

会社の名称及び住所
.....
.....

Name and address of the Company :

国際海事機関会社識別番号
Company identification number :

この証書は、ISMコード144の要件が満たされており、会社の適合書類又は仮適合書類がこの船舶に関連することを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT the requirements of paragraph 14.4 of the ISM Code have been met and that the Document of Compliance / Interim Document of Compliance of the Company is relevant to this ship.

この仮安全管理証書は、適合書類又は仮適合書類が有効であることを条件に.....まで効力を有する。

This Interim Safety Management Certificate is valid until subject to the Document of Compliance / Interim Document of Compliance remaining valid.

.....において発給した。

Issued at

発給の日

Date of issue

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

....., Auditor

* Insert the type of ship from among the following: passenger ship; passenger high speed craft; cargo high speed craft;
bulk carrier; oil tanker; chemical tanker; gas carrier; mobile offshore drilling unit; other cargo ship

ISM-C-JPN(2010.07)

番号 第 号
Certificate No. _____

この仮安全管理証書の有効期間は.....まで延長された。

The validity of this Interim Safety Management Certificate is extended to

延長した日

Date of extension.....

署名
Signed:
(Signature of the duly authorized
official extending the validity)

目次

船舶安全管理システム規則実施要領	2
1 章 総則	2
1.1 一般	2
2 章 安全管理システムの登録	3
2.1 安全管理システムの登録	3
2.3 証書	3
2.5 ISM 登録の消除	4
3 章 安全管理システムの審査	5
3.1 審査の実施	5
3.3 審査の実施及び時期	5
4 章 会社の審査	6
4.1 会社の初回審査	6
4.2 仮 DOC 発行のための審査	7
4.3 会社の定期的審査	7
4.4 会社の臨時審査	7
5 章 船舶の審査	8
5.1 船舶の初回審査	8
5.2 仮 SMC 発行のための審査	8
5.3 船舶の定期的審査	8
5.4 船舶の臨時審査	9
5.5 係船中の船舶	9

船舶安全管理システム規則実施要領

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

規則 1.1.1 において、総トン数とは、1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に従って定められるものをいう。

1.1.2 同等効力

規則 1.1.2 でいう「同等の効力があると認める場合」とは、次の**(1)**又は**(2)**の場合をいう。

- (1) 安全管理システムが、日本国政府により審査され、日本国政府の発行した規則に関連する証書を有している場合
- (2) 安全管理システムが、国土交通大臣の登録を受けた本会以外の IACS 加盟船級協会により審査され、当該船級協会の発行した DOC 又は SMC を有しかつ会社の変更なしに本会に新たに登録される場合

この場合は次の**(a)**及び**(b)**によること。

- (a) 臨時審査を行い、船舶の安全管理システムが ISM コードに適合し有効に実施されていることを確認し、ISM コードのすべての要件及び前回審査時の不適合事項があればそれらについて審査する。
- (b) 新規登録に対しては、初回審査は以前登録されていた船級協会により既に実施されているものとし、以前登録されていた船級協会が発行した DOC 又は SMC は本会が発行したものとみなす。

1.1.3 用語

-1. **規則 1.1.3(2)**で規定する「安全管理システム」とは、次の**(1)**から**(3)**によるものとする。

- (1) 安全管理システムには、船舶の運航、保守及び乗組員に係る管理が含まれていること。
- (2) 会社が、船舶の保守又は乗組員の管理に関する業務の一部を他者に委託又は下請けさせている場合、それらの委託又は下請業務は会社の安全管理システムの中に組み込まれていること。
- (3) 1 つの船舶で、規則に従った DOC 又は仮 DOC を有する会社以外の者がその船舶の管理の一部又は全部を行うことがある場合、その船舶は ISM 登録の対象とはならない。

-2. 審査の終了日

- (1) **規則 3.2-1.**、**3.2-4.**及び**3.2-5.**の各審査の終了日とは、当該審査の最終日をいう。当該審査において不適合が認められた場合であっても、会社が定められた期間内に是正を行うと判断された場合、証書の発行並びに裏書きは行われる。
- (2) **規則 3.2-2.**及び**3.2-3.**でいう各審査にあつては、**規則 4.2** 及び **5.2** でいう審査において、本**要領 4.2** 及び **5.2** の規定に適合していることを確認した日をもって、終了日とする。

-3. ISM 登録日

ISM 登録日とは、**規則 3.2-1.**の初回審査の終了日をいう。ただし、**規則 3.3.2** にいう仮 DOC 又は仮 SMC の発行のための審査が行われる場合にあつては、当該審査の終了日をいう。

-4. 再審査（フォローアップ審査）

再審査とは、不適合の是正を検証するための審査であつて、初回審査、定期的審査又は臨時審査の一部である。再審査においては是正処置の完了が検証された場合、初回審査、定期的審査又は臨時審査は完了したものとみなす。また再審査は会社の申込みにより行う。

2 章 安全管理システムの登録

2.1 安全管理システムの登録

-1. ISM 登録される会社の安全管理システムに含まれる事務所が複数ある場合、それらのすべての事務所を安全管理システム登録原簿に記載する。

-2. 安全管理システム登録原簿（会社）には、次の事項を記載する。

- (1) ISM 会社登録番号
- (2) 会社及び事務所の名称及び住所
- (3) 国際海事機関会社識別番号
- (4) 管理船舶の種類
- (5) ISM 登録日

-3. 安全管理システム登録原簿（船舶）には、次の事項を記載する。

- (1) ISM 船舶登録番号
- (2) 船舶の名称及び種類
- (3) 船舶番号又は信号符字
- (4) 船籍港
- (5) 総トン数
- (6) ISM 登録日
- (7) 会社の名称及び住所
- (8) 国際海事機関会社識別番号
- (9) 国際海事機関船舶識別番号

2.3 証書

2.3.1 証書の発行

-1. DOC には、次の事項を記載する。

- (1) DOC 番号
- (2) 会社の名称及び住所
- (3) 国際海事機関会社識別番号
- (4) DOC の発行日及び発行地
- (5) DOC の有効期限
- (6) DOC の基となる審査が完了した日
- (7) 管理船舶の種類

-2. SMC には、次の事項を記載する。

- (1) SMC 番号
- (2) 船舶の名称及び種類
- (3) 船舶番号又は信号符字
- (4) 船籍港
- (5) 総トン数
- (6) 会社の名称及び住所
- (7) 国際海事機関会社識別番号
- (8) SMC の有効期限
- (9) SMC の基となる審査が完了した日
- (10) SMC の発行日及び発行地
- (11) 国際海事機関船舶識別番号

2.3.3 仮 DOC 及び仮 SMC

- 1. 仮 DOC 及び仮 SMC の記載事項は、[2.3.1](#) に規定する証書の記載要領に準ずる。
- 2. 仮 DOC 又は仮 SMC の発行において、[規則 2.3.3-1.](#)にいう「適当と認めた場合」とは、[4.2](#) 又は [5.2](#) の規定を満足した場合をいう。

2.5 ISM 登録の消除

ISM 登録を消除された会社及び船舶は、再登録を申し込むことができる。この時、再登録を受ける会社及び船舶の証書の番号等は、ISM 登録が消除されたときのものを考慮して定める。

3 章 安全管理システムの審査

3.1 審査の実施

- 1. 審査の実施については、次の-2.及び-3.による。
- 2. 審査の申込みは、安全管理システム審査申込書による。
- 3. 本会は、申込みを受けた初回審査、仮 DOC 発行のための審査もしくは仮 SMC 発行のための審査、定期的審査又は臨時審査の実施日を決定し、会社に通知する。

3.3 審査の実施及び時期

3.3.6 臨時審査

規則 3.3.6(1)にいう船種の増加に係る仮 DOC を本証書に切り替えるときの臨時審査では、**規則 4.1**にいう内容の審査を臨時審査として行う。この時、当該臨時審査の終了をもって管理船舶の種類を追加した DOC を発行する。ただし、当該 DOC の有効期限は、既に所持していた DOC の有効期限と同一の期限とする。

4 章 会社の審査

4.1 会社の初回審査

4.1.1 一般

安全管理システムが有効に実行されていることの確認とは次をいう。また、安全管理システムが有効に実行されていることの証しには、会社による内部監査を含むものとする。

- (1) 会社において、安全管理システムが3箇月以上運用されていること。
- (2) 会社が管理している船舶の各種類につき、少なくとも1隻について安全管理システムが3箇月以上運用されていること。

4.1.2 提出文書

-1. 規則 4.1.2-1.(3)に規定する会社概要は、会社全体の組織の概要、事業所の所在地、従業員（陸員、海員）の人数等及び管理している船舶の種類、国籍、隻数等を説明するものをいう。また、事業概要は、管理する船舶の主要貨物、航路等を示すものであればよく、会社概要に含めてもよい。

-2. 安全管理システムに関する参考資料とは、管理している船舶の用船形態、雇用関係並びに管理契約の概要等の安全管理システムにおける会社と船舶及び乗組員との関係を示す説明資料をいう。

4.1.3 文書審査

-1. 本会は、安全管理マニュアルの審査の結果を安全管理マニュアル審査報告書により会社へ通知する。

-2. 本会は、会社を訪問して実情調査を行う場合は、会社と日時及び調査項目について協議する。また、実情調査では、次の事項について調査又は打合せを行う。

- (1) 申込内容の確認
- (2) 安全管理マニュアルに記述された主要事項
- (3) 会社審査の日程及び審査計画

4.1.4 会社審査

-1. 本会は、会社審査の日程及び審査計画を、会社と協議のうえ、審査実施日の7日前までに審査計画書により会社へ通知する。

-2. 会社審査は、安全管理マニュアルに記載された安全管理に係る組織のすべての部署において行なう。組織の中に同一の機能を有する部署が複数存在するときは、表1に従って審査を行う。

-3. 初回審査又は更新審査において審査が行われなかった部署は、次回更新審査までに一巡するように以降の年次審査の際に審査を行う。

-4. 審査員は審査終了時に、その結果を会社へ報告する。

-5. 会社審査の結果は、審査終了後14日以内に審査報告書により会社へ通知する。

表1 同一の機能を有する部署が複数存在するときの審査部署の数

同一機能の部署の数	審査対象となる部署の数
2 ～ 3	2
4 ～ 6	3
7 以上	申込者との協議により決定

4.1.5 不適合に対する処置

会社は、完了した是正処置を本会の定める不適合記録書に記載し、再審査の申込みを添えて本会へ提出すること。本会は、当該是正処置を確認し、その結果を不適合記録書に記載し、会社へ通知する。是正処置の確認が文書審査だけでは不十分と判断される場合、再度審査を行なう。再審査における審査事項は、不適合の是正に係る範囲とする。是正完了日は、当該不適合の最初の勧告の日より3箇月を超えないこととする。

4.2 仮 DOC 発行のための審査

仮 DOC の発行のための審査において、[規則 4.2](#) いう「適当と認めた場合」とは、次の(1)及び(2)が確認された場合をいう。

- (1) 会社が ISM コード 1.2.3 項のいう目的に適合した安全管理システムを有していることを[規則 4.1.3](#) に準じて確認する。
- (2) 会社が仮 DOC の有効期限内に ISM コードの要件に適合した安全管理システムを実施する計画を有していること。

4.3 会社の定期的審査

4.3.1 会社の更新審査

- 1. 会社の更新審査では、原則として文書審査は行わない。
- 2. 会社の更新審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更及び是正処置についても検証する。
- 3. 会社審査の日程及び審査計画は、会社と協議のうえ、審査実施日の 7 日前までに審査計画書により会社に通知する。

4.3.2 会社の年次審査

- 1. 会社の年次審査では、ISM 登録された船舶の各種類について、少なくとも 1 隻の船の条約証書及び船級証書の有効性を確認する。
- 2. 会社の年次審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更並びに是正処置についても検証する。
- 3. 会社の年次審査を行った場合には DOC に裏書きを行う。

4.3.3 不適合に対する処置

会社の定期的審査において認められた不適合の取扱いは、[4.1.5](#) に準じて行う。

4.4 会社の臨時審査

4.4.1 一般

会社は、臨時審査の申込みにおいて、申込みの理由を申込書に記載する。

4.4.2 不適合に対する処置

臨時審査において認められた会社に係る不適合の取扱いは、[4.1.5](#) に準じて行う。

5 章 船舶の審査

5.1 船舶の初回審査

5.1.1 一般

安全管理システムが有効に実施されていることの確認とは、船舶において安全管理システムが 3 箇月以上運用されていることをいう。また、安全管理システムが有効に実施されていることの証には、会社による内部監査を含むものとする。

5.1.2 提出文書

-1. **5.1.3** により、文書審査が省略される船舶は、**規則 5.1.2-1**。（ただし、**(1)**を除く。）及び**-2**に規定する文書の提出を省略して差し支えない。

-2. 安全管理システムに関する参考資料とは、審査される船舶と関連する DOC 又は仮 DOC を有する会社との安全管理システム上の連携を示す資料をいう。

5.1.3 文書審査

本会は、本会又は国土交通大臣の登録を受けた本会以外の船級協会の発行する DOC は仮 DOC を有する会社に管理されている船舶については、原則として文書審査を省略する。

5.1.4 船舶審査

- 1. 船舶審査の場所及び日時は、会社と協議のうえ決定する。
- 2. 船舶審査においては、会社が指名した立会者の立会いの下で審査を実施する。
- 3. 審査員は審査終了時に、その結果を船長及び会社が指名した立会者に報告する。

5.1.5 不適合に対する処置

船舶の初回審査において認められた会社に係る不適合の取扱い、**4.1.5** に準じて行なう。

5.2 仮 SMC 発行のための審査

仮 SMC 発行のための審査において、**規則 5.2** にいう「適当と認めた場合」とは、次の**(1)**から**(6)**の全てが確認された場合をいう。

- (1) 審査を受けようとする船舶に対する仮 DOC 又は DOC が有効であること。
- (2) 安全管理システムが ISM コードの主要素を含んでいることを DOC の発給の際に審査されていること、又は仮 DOC 発給の際に提示されていること。
- (3) 船長及び職員が安全管理システムとその実施のために計画された手順に精通していること。
- (4) 出港に先立ち、備え置かれるべき重要な指示文書が与えられていること。
- (5) 審査を受けようとする船舶に対する会社の監査が 3 箇月以内に行われる計画があること。
- (6) 安全管理システムに関連した情報が、船内の使用言語又は乗組員が理解できる言語で与えられていること。

5.3 船舶の定期的審査

5.3.1 船舶の更新審査

- 1. 船舶の更新審査では、**5.1.4** に準じる他、会社による内部監査の実施を確認する。
- 2. 船舶の更新審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更及び是正処置についても検証する。

5.3.2 船舶の中間審査

- 1. 船舶の中間審査では、**5.1.4** に準じる他、会社による内部監査の実施を確認する。
- 2. 船舶の中間審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更及び是正処置についても検証する。
- 3. 船舶の中間審査を行った場合には SMC に裏書きを行う。

5.3.3 不適合に対する処置

船舶の定期的審査においてみとめられた不適合の取扱い、**5.1.5** に準じて行う。

5.4 船舶の臨時審査

5.4.1 一般

会社は、臨時審査の申込みにおいて、申込みの理由を申込書に記載する。

5.4.2 不適合に対する処置

会社の臨時審査において認められた不適合の取扱いは、[5.1.5](#) に準じて行う。

5.5 係船中の船舶

係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記**(1)**及び**(3)**の書類については、別途、[鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7](#)、又は[船舶保安システム規則実施要領 3.7](#)の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。

- (1) 係船届け
- (2) SMC 又は仮 SMC
- (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部